



国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

高額な外来診療を受けたとき、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097
住民保険課 後期高齢者医療係 ☎ 34・2096

事前の手続きと医療機関などでの提示方法

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
● 70歳未満の人	国保医療・年金係に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を申請。	被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口へ提示。
● 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の人	申請に必要なもの 印鑑、被保険者証	被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口へ提示。
● 75歳以上で住民税非課税世帯の人	後期高齢者医療係に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を申請。 申請に必要なもの 印鑑、被保険者証	被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口へ提示。
● 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯でない人	必要ありません。	被保険者証と高齢受給者証を窓口へ提示。
● 75歳以上で住民税非課税世帯でない人	必要ありません。	被保険者証を窓口へ提示。

医療費は、被保険者の所得区分に応じて自己負担限度額（月額）が設けられており、これを超えて支払った場合、その超過額が受診月のおよそ3ヵ月後に、高額療養費として支給されます。（別途、申請案内があります）

今まで医療機関などの窓口での支払いは、入院に限りこの限度額までであったのが、4月1日から外来で受診する際も、1ヵ月当たりの医療機関ごとの支払いが、所得区分に応じた限度額までとなります。

適用を受けるための手続き

この適用を受けるには、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要な場合がありますので、上表を参考に住民保険課国保医療・年金係または後期高齢者医療係の窓口まで申請してください。

（注）国保税を滞納していると、限度額適用・標準負担額減額認定証は交付できません。

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

後期高齢者医療制度の保険料率・限度額が変わります

町住民保険課 後期高齢者医療係 ☎ 34・2096
県後期高齢者医療広域連合 ☎ 29・8430

保険料率などの変更内容

平成23年度まで

1人当たり保険料（年額）	均等割額	+	所得割額
最高 50 万円	40,800 円		（総所得金額等－33万円） × 7.7%（所得割率）

平成24・25年度

1人当たり保険料（年額）	均等割額	+	所得割額
最高 55 万円	44,200 円		（総所得金額等－33万円） × 8.1% （所得割率）

後期高齢者医療制度の保険料率・限度額は各広域連合で2年ごとに見直しがなされます。

7月に平成24年度の保険料を決定し、納入通知書を送付します。

保険料は、特別徴収（年金からの天引き）または、普通徴収（納付書または口座振替で納付）の方法で納めます。年度途中で納め方が変わる人もいますので、「納入通知書」に記載している納付方法を必ず確認してください。

また、納付書で納める場合には、便利で納め忘れない口座振替がおすすです。納期内納付にご協力をお願いします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人を対象とする制度です。



税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ